

日本計量新報

計測と科学
毎週日曜日発行
日本計量新報社
東京都千代田区神田錦町3-11-8
(武蔵野ビル)
〒101-0054 TEL 03-3295-7871
FAX 03-3295-7874
http://www.keiryu-keisoku.co.jp/
振替口座 00140-5-12935
購読料年間25,000円(消費税別)

定量計量専用機

Pack NAVI

速くハカル、
楽にツメル



Yamato
大和製衡株式会社 tel:078-918-6577
http://www.yamato-scale.co.jp/

計量法施行規則等を一部改正

9月22日公布、施行は各改正事項ごと

自動はかりの特定計量器への追加や指定検定機関の区分の追加などに対応する計量法施行規則等の一部改正が9月22日公布された。施行日は各改正事項ごとに異なる。この改正案は、2017年7月15日から8月13日まで意見募集が実施され、9月21日、結果が公示された。21件の意見があり、提出意見を踏まえた修正もある。

施行令等に対応する規定を整備

この改正は、2016(平成28)年11月に計量行政審議会に取りまとめられた答申「今後の計量行政の在り方」次なる10年に向けて「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成29年政令第163号)」において自動はかりが特定計量器に追加されたこととともない、▽製造事業者の届出における区分の新設▽自動はかりに付する「確認済証」の規定▽自動はかりの特定計量器への追加にもなう通正計量管理事業所の経過措置の規定など、必要な改正を実施した。

■省令等の一部改正の概要
今回の省令等の一部改正の概要は次のとおり。
①適正な計量の実施を確保するため、制度の信頼

②「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成29年政令第163号)」において自動はかりが特定計量器に追加されたこととともない、▽製造事業者の届出における区分の新設▽自動はかりに付する「確認済証」の規定▽自動はかりの特定計量器への追加にもなう通正計量管理事業所の経過措置の規定など、必要な改正を実施した。

③型式承認の際に試験成績書の受入れを認めるために、「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一

部を改正する政令(平成29年政令第163号)」で、経済産業省令で定める「とされた内容について規定した。
④一般計量士の実務に従事した期間について改正し、質量に係る計量の実務2年以上と短縮した。
⑤国および製品評価技術基盤機構(NITE)に申請する一部の系統につ

て電磁的記録媒体(CD-R、DVD-R)による提出を認める。
⑥検定証印等について、年号表記を西暦年数に限定し、様式を和暦表記から西暦表記のものに改め、検定証印等には付印を認める旨を規定した。
⑦指定製造事業者の品質管理基準について、ISO9001の最新版を基礎とし、その認証を取得している事業者は、その結果を活用できるように措置した。
⑧基準器検査において、



TANKA デジタルスケール TL-280
見やすいバックライト付大型表示
¥33,000(税抜)

添付して申請できるJCS校正証明書を発行から30日以内のものと規定した。
⑨JCSの登録区分に「回転速度」を加えた。
⑩その他、最近の計量法関係省令の運用の実態等を踏まえ、必要な改正をした。

改正内容の詳細は、経済産業省計量行政室がwebサイトに掲載した「計量行政審議会答申をふまえた計量制度の見直し」について(平成29年度政省令改正の概要)(平成29年9月版)(http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/keiryuho_kaisei/170922_keiryuseidominaoshi.pdf)を参照(「日本計量新報」③～⑤面)にも掲載。

今週の主な記事

計量法施行規則等を一部改正
①「計量法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見募集の結果について(1)
②資料・政省令改正の概要(2017年9月版)(2)(3)(4)(5)面
③現場の計測管理座談会(6)面
④省令案等の意見募集結果を公示、社説(7)面
⑤新製品「A&D」東日製作所力タログ公開、ガラヌ製温度計をご利用の皆さまへ(8)面

の一部分を改正する省令(平成29年経済産業省令第72号)
▽指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明認定機関及び特定計量関係省令の一部を改正する省令(平成29年経済産業省令第73号)
▽指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省令(平成29年経済産業省令第74号)
【告示】
▽計量法施行規則第百三条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類の一部を改正する件(平成29年経済産業省告示第214号)
▽特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器等についての一部を改正する件(平成29年経済産業省告示第215号)
【省令】
▽計量法施行規則の一部を改正する省令(平成29年経済産業省令第69号)
▽特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令(平成29年経済産業省令第70号)
▽基準器検査規則の一部を改正する省令(平成29年経済産業省令第71号)
▽計量法関係手数料規則

による提出の導入▽JCS Sの区分の変更
【2017(平成29)年10月1日施行】▽自動はかりの特定計量器への追加にもなう所要の措置▽型式承認における試験成績書の受け入れ▽検定証印等の年号表記および表示方法統一
【2018(平成30)年4月1日施行】▽指定検定機関の指定要件の見直し(自動はかりに関する指定を除く)▽一般計量士の資格認定コースにおける実務経験期間の短縮▽基準器検査におけるJCSの活用
【2018(平成30)年7月1日施行】▽自動捕捉式はかりに係る指定検定機関の指定
【2018(平成30)年10月1日施行】▽指定製造事業者へのISO9001の活用
【2019(平成31)年7月1日施行】▽ホットパスケール、充填用自動はかりおよびコンベヤスケールに係る指定検定機関の指定
(関連記事(7)面)

パブコム結果(1)②面
政省令改正の概要(2) ③～⑤面

PDX パワートラックスケール

～新技術採用ロードセル使用～

保護等級 IP68・IP69K
落雷に強い耐久性
過荷重に強い

和算箱不要

リモートモニタリング

自己診断機能

国内初！10年保証プランをご提案。

株式会社 田中衡機工業所	本社・新潟支店 〒959-1145	新潟県三条市福島新田内 2318-1	TEL : 0256-45-1251	FAX : 0256-45-2204
	東京支店 〒101-0061	東京都千代田区三崎町 2-6-7	TEL : 03-3263-4531	FAX : 03-3262-6918
	関西支店 〒564-0063	大阪府吹田市江坂町 2-13-2	TEL : 06-4861-2266	FAX : 06-4861-2277
	東北営業所 〒983-0021	宮城県仙台市宮城野区田子 3-1-5	TEL : 022-388-6401	FAX : 022-388-6402
	福岡営業所 〒816-0823	福岡県春日市若葉台西 6-47	TEL : 092-572-1822	FAX : 092-571-2462

URL <http://www.tanaka-scale.co.jp/>